

# 「短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）」重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

## 1. 事業者概要

- (1) 法人名 医療法人 清真会
- (2) 法人所在地 茨城県水戸市酒門町仲田4887
- (3) 電話番号 029(226)6555
- (4) 代表者氏名 理事長 丹野 大
- (5) 設立年月日 昭和54年10月1日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 短期入所療養介護 平成12年3月31日指定  
介保第73-0132号
- (2) 事業所の目的 当事業所は、介護保険法令に従い、看護、医学管理の下における介護および機能訓練その他の必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
- (3) 事業所の名称 介護老人保健施設 レイクヒルひぬま
- (4) 事業所の所在地 茨城県東茨城郡茨城町下石崎2324
- (5) 電話番号 029-240-8120
- (6) 事業所長（管理者）氏名 網野 雅之
- (7) 当事業所の運営方針 当施設では、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療ならびに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。
- (8) 開設年月日 平成11年10月1日

## 3. 事業実施地域、営業時間および利用定員

- (1) 通常事業の実施地域 茨城町、水戸市、ひたちなか市、大洗町、鉾田市
- (2) 営業日および営業時間 年中無休  
受付時間 月曜～土曜の8時30分から17時30分
- (3) 利用定員 介護老人保健施設定員100床の空床を利用します。

## 4. 職員体制 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必要職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人（老健本体と兼務）
- (2) 医師 1人（老健本体と兼務）
- (3) 看護職員 8. 3人以上
- (4) 介護職員 24. 5人以上
- (5) 支援相談員 1人以上

- (6) 介護支援専門員 1人以上
- (7) 理学療法士・作業療法士  
言語聴覚士 2人以上（常勤）
- (8) 管理栄養士 1人
- (9) 事務員 4人（老健本体と兼務）
- (10) その他 2人（老健本体と兼務）

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

### 〈サービス内容〉

#### (1) 食事

- ・当事業所は、管理栄養士の立てる献立表により、栄養ならびに利用者の心身の状況を考慮した食事を提供いたします。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事を取っていただくことを原則としています。

朝食 7時30分～ 昼食 12時～ 夕食 17時30分～

#### (2) 入浴

- ・一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応いたします。
- 入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

#### (3) 排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体機能を最大限活用した援助を行います。

#### (4) 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施いたします。

#### (5) 送迎サービス

- ・利用者の希望により、原則としてご自宅と事業所間の送迎をいたします。

#### (6) 理美容サービス

- ・月2回実施いたします。（ご希望の場合はお申し出ください。）

#### (7) 相談援助サービス

#### (8) その他

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に加算料金を頂くものもあります。  
ご不明な点がございましたら、お申し出ください。

### 〈サービス利用料金〉

#### (1) 基本料金（短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護）

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担です。）※（ ）は、2割 / 3割負担金額となります。

<多床室>

介護度	1割	2割	3割
要支援1	613円	1,226円	1,839円
要支援2	774円	1,548円	2,322円
要介護1	830円	1,660円	2,490円
要介護2	880円	1,760円	2,640円
要介護3	944円	1,888円	2,832円
要介護4	997円	1,994円	2,991円
要介護5	1,052円	2,104円	3,156円

<従来型個室>

介護度	1 割	2 割	3 割
要支援1	579 円	1,158円	1,737円
要支援2	726 円	1,452円	2,178円
要介護1	753 円	1,506円	2,259円
要介護2	801 円	1,602円	2,403円
要介護3	864 円	1,728円	2,592円
要介護4	918 円	1,836円	2,754円
要介護5	971 円	1,942円	2,913円

- ※サービス提供体制強化加算 (I) 1日あたり 22 円 ( 44円 / 66円 )
- ※認知症ケア加算 1日あたり 76 円 ( 152円 / 228円 )
- ※夜勤職員配置加算 1日あたり 24 円 ( 48円 / 72円 )
- ※介護職員等処遇改善加算 (I) ロ 施設サービス費の合計に対して9.7%乗じた金額
- ※生産性向上推進体制加算 (II) 1月あたり 10 円 ( 20円 / 30円 )
- ※療養食加算 1回あたり 8 円 ( 16円 / 24円 )
- ※送迎加算 片道あたり 184 円 ( 368円 / 552円 )
- ※個別リハビリテーション実施加算 (20分以上の個別リハビリ) 1日あたり 240 円 ( 480円 / 720円 )
- ※緊急時治療管理加算 1日あたり 518 円 (1,036円 / 1,554円 )
- ※緊急短期入所受入加算 (初日から14日限度) 1日あたり 90 円 ( 180円 / 270円 )
- ※若年性認知症利用者受入加算 1日あたり 120 円 ( 240円 / 360円 )
- ※総合医学管理加算(10日限度) 1日あたり 275 円 ( 550円 / 825円 )
- ② 食費 1日あたり 2,100 円 (朝540円、昼780円、夕780円)
- ③ 滞在費 1日あたり 従来型個室 (税込) 2,200円 (但し認知症専門棟は除きます。  
多床室 460円)

(2) その他の料金

- ①理美容代 (税込) 2,750 円～
- ②おやつ代 50 円
- ③日用品費 1日あたり 300 円
- ④教養娯楽費 1日あたり 200 円
- ⑤洗濯代 (税込) 1 ネット 660 円
  - ・ジャンパー・ひざ掛け等 1枚 440 円
  - ・肌着・靴下等 1枚 110 円
  - ・カーディガン・セーター 1枚 330 円
  - ・ズボン・Yシャツ等 1 220 円
- ⑥電気製品持ち込み料 (税込) 1日あたり 55 円

(3) 支払い方法

- ・毎月10日迄に前月の利用料金の請求書を発行します。お支払いいただきますと領収書を発行致します。
- ・お支払い方法は、窓口現金支払い (毎月20日迄に)、現金書留 (毎月20日迄に)、預貯金口座振替 (振替日毎月27日) の3方法があります。入所契約時にお選び下さい。
- ※ 利用料金は、別表にて表記してあります。

\* 月末締め翌月10日以降の会計となります。窓口現金支払いの方へは、請求書をお送り致しませんので、金額を前もって知りたい場合は事務所へお問い合わせ下さい。

#### お支払い受付時間

8時30分 ～ 17時30分（月曜日～土曜日）

日曜のみ受付けておりません（平日の祝祭日支払い可）

#### 6. 秘密保持および個人情報保護について（契約書第8条参照）

当施設はサービスを提供するにあたり個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、知り得た契約者又は家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏えい致しません。

但し、契約者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、事前に同意を得た上で契約者、又はその家族等の個人情報を用いる事ができるとします。

#### 7. 虐待防止に関する事項（契約書第9条参照）

当施設は利用者の人権の擁護、虐待防止等のため必要な整備を行うとともに、従業員に対し研修等を実施する等の措置を講じるものとします。サービス提供中に、当該施設従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通報するものとします。

#### 8. 業務継続計画の策定等（契約書第10条参照）

当施設は感染症や非常災害等の発生時において利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常勤体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

#### 9. 事故防止及びその他緊急時の対応について（契約書第11条参照）

当施設は事故発生の防止のための指針を定め介護・医療事故を防止するための体制を整備します。また、サービス提供時に事故又は急変等が発生した場合、利用者に対し必要な措置を行うものとします。施設医師の判断により専門的な医学的対応が必要と判断された場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は、他の専門的機関での診療を依頼するものとします。

#### 10. 苦情受付について（契約書12条参照）

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

##### ○ 苦情受付窓口（担当者）

支援相談員 平井 聖子  
松島 美奈子  
横山 敦美

##### ○ 受付時間 毎週月曜日～土曜日 8時30分～17時30分

#### 11. その他

利用者が事業所を適切に選ぶための情報を提供する仕組みとして「介護サービスの情報の公表」があり、社団法人茨城県福祉サービス振興会のホームページ内で見ることができます。

（アドレス：<http://park7.wakwak.com/~iba-sinkokai/publication/index.htm>）

令和 年 月 日

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項説明を行いました。

介護老人保健施設 レイクヒルひぬま

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

説明者 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項説明を受け、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの提供開始に同意しました。

利用者 \_\_\_\_\_ 印

家 族 \_\_\_\_\_ 印